

## 第4 財政指標

### 1 健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、平成29年度決算における健全化判断比率（4指標）及び資金不足比率については、次のとおりです。

#### (1)健全化判断比率及び資金不足比率(一覧表)

項目		上段：比率（％） 下段：実質収支額、 資金剰余額（百万円）	【参考】 H28 算定値	早期健全化基準(%)	
健全化判断比率 (4指標)	実質赤字比率	—	—	3.75	
		実質収支額 1,882 (黒字)	実質収支額 3,276 (黒字)		
	連結実質赤字比率	—	—	8.75	
		実質収支額 1,882 公営企業資金剰余額 31,650 計 33,532 (黒字)	実質収支額 3,276 公営企業資金剰余額 33,326 計 36,603 (黒字)		
	実質公債費比率	14.2	14.3	25.0	
将来負担比率	189.4	188.4	400.0		
資金不足比率	水道事業	—	—	20.0	
		資金剰余額 11,790 (黒字)	資金剰余額 12,459 (黒字)		
	工業用水道事業	—	—	20.0	
		資金剰余額 9,001 (黒字)	資金剰余額 9,733 (黒字)		
	電気事業	—	—	20.0	
		資金剰余額 9,169 (黒字)	資金剰余額 9,243 (黒字)		
	病院事業	—	—	20.0	
		資金剰余額 808 (黒字)	資金剰余額 1,091 (黒字)		
	特別会計	地方卸売市場事業	—	—	20.0
			資金剰余額 2 (黒字)	資金剰余額 1 (黒字)	
流域下水道事業		—	—	20.0	
	資金剰余額 878 (黒字)	資金剰余額 785 (黒字)			
港湾整備事業	—	—	20.0		
	資金剰余額 2 (黒字)	資金剰余額 13 (黒字)			

※1 数値が記載されていない比率には、黒字（資金不足比率の場合は資金剰余額があること）のため、標記のルールにより「—」を記載しています。

※2 資金不足比率については、「早期健全化基準」を「経営健全化基準」に読み替えています。

※3 「早期健全化基準」は、財政の早期健全化の取組を必要とするかどうかを示すものです。その基準値以上となると、財政健全化計画の策定の義務が生じます。なお、「早期健全化基準」より更なる財政悪化を示す基準は、「財政再生基準」であり、この基準値以上となると財政再生計画の策定義務が生じ、国の強い関与のもとで財政の再生を目指すこととなります。

## (2)各指標の概要

### ア 実質赤字比率

一般会計等の収支の赤字の大きさを表す実質赤字比率は、収支が黒字であったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「-」としています。

### イ 連結実質赤字比率

一般会計等に、水道事業などの企業会計や地方卸売市場事業などの特別会計も加えた連結実質赤字比率も、収支が黒字であったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「-」としています。

### ウ 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを表す実質公債費比率については、昨年度から0.1ポイント減少し、「14.2%」となりました。なお、早期健全化基準である25%を10%程度下回っています。

### エ 将来負担比率

地方債残高などの負債の大きさを表す将来負担比率については、昨年度から1.0ポイント増加し、「189.4%」となりました。なお、早期健全化基準である400%の2分の1程度の数値となっています。

### オ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足の大きさを表す資金不足比率については、水道事業などの企業会計や地方卸売市場事業などの特別会計のいずれにおいても、資金不足が生じなかったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「-」としています。



将来負担額

下表内 ( ) は H28 年度。【単位：百万円】

地方債 現在高	1,442,101 (1,430,058)	+	債務負担行 為に基づく 支出予定額	8,872 (11,868)	+	公営企業繰 入見込額・ 組合等負担 見込額	49,951 (50,950)	+	退職手当負 担見込額	188,707 (189,144)	+	公社、第三 セクター等 負担見込額	10 (220)	-	充当可能 基金	35,874 (34,316)	-	充当可能 特定歳入	20,058 (21,429)	-	交付税 算入見込額	955,911 (954,057)
------------	--------------------------	---	-------------------------	-------------------	---	--------------------------------	--------------------	---	---------------	----------------------	---	-------------------------	-------------	---	------------	--------------------	---	--------------	--------------------	---	--------------	----------------------

標準財政規模  
432,574  
(430,175)

元利償還金等に係る  
交付税算入額  
74,751  
(73,326)

(分子) 677, 798百万円 / (分母) 357, 823百万円 = 189.4%  
 H28年度【(分子) 672, 437百万円 / (分母) 356, 850百万円 = 188.4%】

# 健全化判断比率及び資金不足比率 用語解説

## 1 実質赤字比率

一般会計と一部の特別会計（母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計など）を対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

※ 一般会計と一部の特別会計を合わせた概念を、以下「一般会計等」とします。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

## 2 連結実質赤字比率

一般会計等に加え、企業会計と特別会計のうち公営企業に係る特別会計まで（すなわち、全会計）も対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

なお、算定の過程で、全会計の黒字、赤字を足し合わせて、結果として赤字となった場合に、比率が算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額は、全会計の黒字、赤字を足し合わせ、トータルで赤字となった場合に計上

## 3 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを示す指標です。その対象は、一般会計等の起債に係る元利償還金のほかに、公営企業会計や一部事務組合の起債に係る元利償還金に対する一般会計等の負担などにも広がっています。

※過去3カ年平均で算定します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る交付税措置額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税措置額}}$$

- ・ 地方債の元利償還金
- ・ 公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの負担 など

国庫支出金など元利償還金等に充当した特定財源

#### 4 将来負担比率

負債（地方債残高など）の大きさを示すストック指標です。

この指標は、地方公共団体全体の会計に加えて、地方公社、第三セクターの負債までも対象として、将来、一般会計等の負担がどの程度あるかを示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{特定財源} + \text{地方債現在高に係る交付税措置額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税措置額}}$$

- ・地方債現在高
- ・債務負担行為に基づく支出予定額
- ・公営企業債の償還に充てるための一般会計等からの負担見込額
- ・退職手当負担見込額
- ・県が損失補償等を付している出資法人の負債に対する一般会計等の負担見込額 など

- ・将来負担額に充当した特定財源
- ・将来負担額に充当が可能な基金残高（財政調整基金、県債管理基金 など）

#### 5 資金不足比率

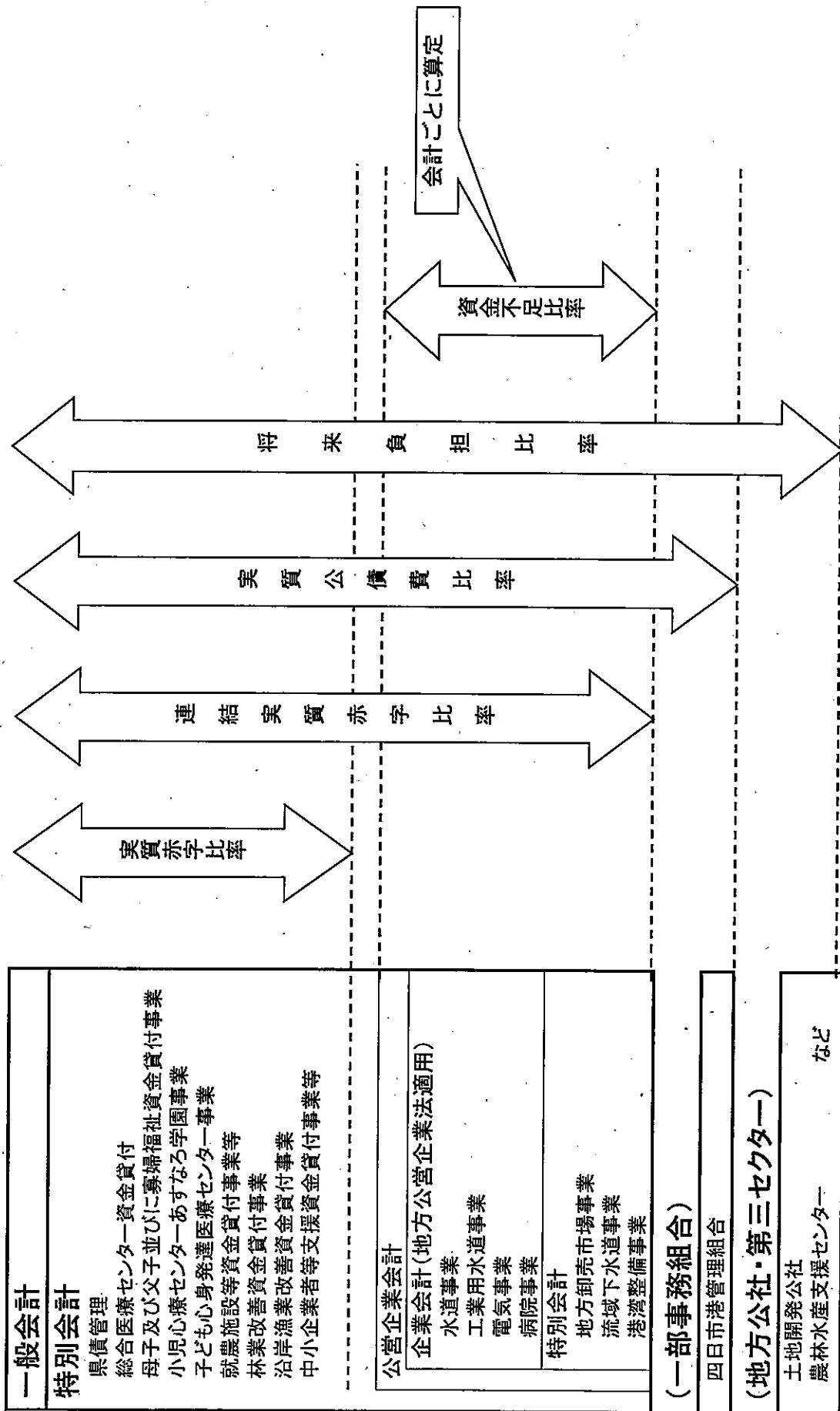
公営企業に係る資金不足の状況を示す指標で、各会計ごとに表します。なお、決算年度の末日において資金不足（資金の赤字）が生じている場合に数値が算定されます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

- ・企業会計は、「流動負債－流動資産」
- ・特別会計は、実質赤字の額

営業収益－受託工事収益（本業の収入規模）

# ■ 対象会計の範囲（三重県の場合）



## 2 財政指標の活用による財政状況の把握

### (1) 財政指標設定とその目的

平成21年4月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「地方財政健全化法」という。）」が施行されたことに伴い、地方公共団体は決算に基づく健全化判断比率を算定することとなりました。健全化判断比率は、これまでのフロー指標とともに、ストック指標も法律に位置づけられ、また、地方財政の早期健全化又は再生の必要性を判断するため、その比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するとともに住民に公表することが義務づけられました。

地方公共団体は、議会や県民等の監視の下に、収支均衡のとれた財政運営を行い、財政の健全性を確保していくことが必要であり、本県の財政状況に関し、議会や県民等の理解を深める一助として、県議会からご提言いただきました「財政健全化に向けた提言」のご趣旨を踏まえ、平成20年度決算より、本県独自の財政指標を設定しています。

平成29年度決算においても、各指標を算定し、以下にお示ししています。

今後とも、これらの財政指標を用いて、本県の財政状況を分かりやすくかつ客観的にお示ししていきます。

### (2) 財政状況のチェックの観点

#### ア 財政収支均衡の観点

財政状況をチェックするには、第一に、財政収支均衡の観点でのチェックが重要です。

地方公共団体が収支均衡した持続可能な財政運営を行っていくには、まずは、弾力的な財政構造を継続することが必要です。このことにより、予期せぬ情勢変化などにも柔軟に対応でき、行政サービスを維持できる財源確保につながります。

このため、財政収支の面で現時点では実質収支がプラスで早期健全化団体に該当しない場合であっても、将来的に実質収支がマイナスに近づきつつあり、リスクが高まっている財政構造なのかをチェックするとともに、予期せぬ情勢変化に対応できる財源が確保されているかどうかを合わせてチェックすることが重要です。

#### (目指すべき方向)

歳出削減等により財政構造の改善を図ると・・・

- ⇒ 財政構造の改善傾向が継続すると、経常的な一般財源の余剰幅が継続的に生まれる。
- ⇒ 一般財源の余剰が継続すると、基金などの将来に向けた財源確保が可能となる。
- ⇒ 予期せぬ情勢変化にも対応でき、収支均衡の財政運営が可能な状況に近づいていく。

#### (チェック内容)

- ① 財政構造が安定的な収支均衡を継続できる状況なのか、収支がマイナスに陥る状況に近づきつつある状況なのか。
- ② 情勢変化の際の財源不足に柔軟に対応できる財源が確保できているか。

#### イ 負債（公債費）の大きさの観点

第二に、負債（公債費）の大きさの観点でのチェックが重要です。

「地方財政健全化法」においても、健全化判断比率として、単年度の公債費の大きさである「実質公債費比率（地方債協議制度の中でこれまでも活用）」に加え、実質的な負債等（将来負担）の規模を測るストック指標である「将来負担比率」を規定しています。

これは、国からの交付税措置がなく、県民の負担増につながる負債（公債費）の大きさが、財政構造の硬直化と将来の財政収支のリスクにつながる要素となるからです。このため、単年度の公債費やストック面での負債が大きすぎないかをチェックすることが重要です。



(目指すべき方向)

交付税措置のない地方債発行額を抑制すると・・・

⇒ 単年度の公債費負担の軽減につながるとともに、地方債残高が抑制傾向となる。

⇒ 財政構造の改善が図られる。

⇒ 財政収支の改善につながる。

(チェック内容)

国からの交付税措置がなく、県民の負担増につながる負債(公債費)は大きくないか。

#### ウ フロー指標とストック指標の活用

第三に、これまでのフロー指標に加え、負債残高などを示すストック指標の活用が重要です。

これまでのフロー指標は、当該年度だけの財政状況しか示すことができず、将来の財政運営上のリスクを把握することができませんでした。このため、負債残高や基金残高などを示すストック指標を活用し、将来的にも財政収支が均衡する状態なのかをチェックすることが重要です。

### (3) 具体的な財政指標

#### ア 財政収支均衡の観点

##### ① 行政サービス経費の財政構造を測る指標

###### 『行政サービス経費硬直度』(フロー指標)

「公債費を除く経常収支比率」で示され、一般財源に占める、義務的・経常的な行政サービスの経費や人件費の経費の割合。

減少傾向であれば収支均衡を継続でき、増加傾向であれば、収支がマイナスに近づきつつある(硬直度高まる)状況を示しています。人件費や事務事業等の歳出削減を行うと、その成果が、短中期的に財政弾力度の高まりとして指標に現れます。

##### ② 財源確保の状況を測る指標

###### 『財源不足対応度』(ストック指標)

標準財政規模に占める、財政調整のための基金残高と実質収支の剰余額の割合。

財政調整のための基金や実質収支の剰余額は、翌年度の予算編成の際の財源不足を補う貴重な財源であり、将来的に財源が確保される財政運営が重要です。歳出削減や県税収入等一般財源の増加に伴い、財政構造の改善傾向が継続すると、基金などの財源確保につながるため、中長期的に成果として現れる指標です。

#### イ 負債(公債費)の大きさの観点

##### ① 実質的に県民が負担する単年度の公債費負担の大きさを測る指標

###### 『県民負担となる単年度公債費比率』(フロー指標)

留保財源に占める、交付税措置のない単年度の公債費の割合。交付税措置のない地方債発行を抑制すると、県債償還期間が10年以上であることから、中長期的に成果として現れる指標です。(留保財源とは、歳入のうち交付税(基準財政収入額)に算入されない財源で、交付税措置のない歳出に充てる財源とされています。)

##### ② 実質的に県民が負担する負債残高の大きさを測る指標

###### 『県民負担となる負債残高等比率』(ストック指標)

「将来負担比率」で示され、標準財政規模に占める、交付税措置のない負債残高等の割合。交付税措置のない地方債発行を抑制すると、もともとの県債残高の規模が大きいことから、中長期的に成果として現れる指標です。

## ウ その他の参考指標

### ①『プライマリーバランス』（フロー指標）

地方債や基金に過度に頼らず、当該年度の歳入で行政サービスを提供しているかを示す指標。

### ②『償還可能年限』（ストック指標）

当該年度の償還財源で、現在の負債残高を全て無くすのに要する年限。地方債残高が小さい場合や、償還財源が大きい場合、年限は小さくなる。

## (4) 財政運営にあたっての財政指標の活用

県財政の収支が安定的に均衡し、持続可能な財政運営を可能とするには、地方財政制度に基づく財政運営を行うこと、また、全国自治体の歳入歳出の総計である地方財政計画に沿った財政運営を行うことが重要です。

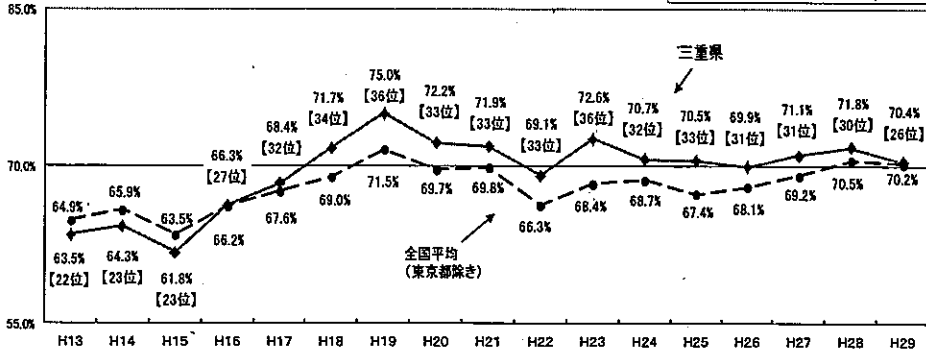
財政指標が全国自治体と比較し、悪化している指標については、改善の方向に転換するよう財政健全化の取組をすべきであり、また、良好な指標については、全国自治体より悪化しないよう財政運営に留意すべきです。

このため、本県の財政指標と全国自治体の財政指標を比較することが重要です。今後、こうした財政指標を活用し、県の財政状況を多面的にチェックし、必要な行政サービスが継続的に行えるよう、引き続き、事務事業の見直し等健全化の取組を行うことで財源を確保するとともに、交付税措置のある有利で真に必要な地方債発行に努めることで将来世代への過度な負担転嫁とならないような財政運営に努めていきます。

# 財政収支均衡の観点での分析

## 「行政サービス経費硬直性」の推移(フロー指標)

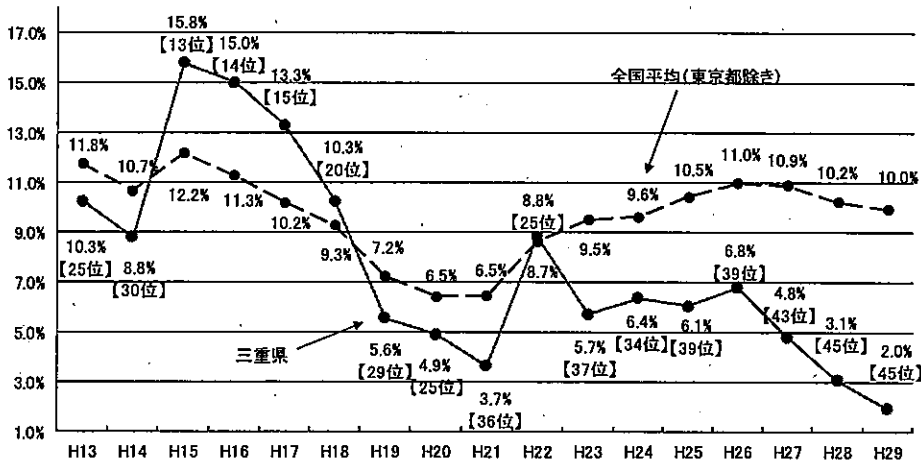
行政サービス経費硬直性  
= 義務的・経常的な経費(公債費を除く)/経常的な一般財源



※数値が低いほど財政構造の弾力度が高いことを示しています。  
※順位は数値の低い方から並べた場合のもので、※H29は速報値のため、変動する場合があります。

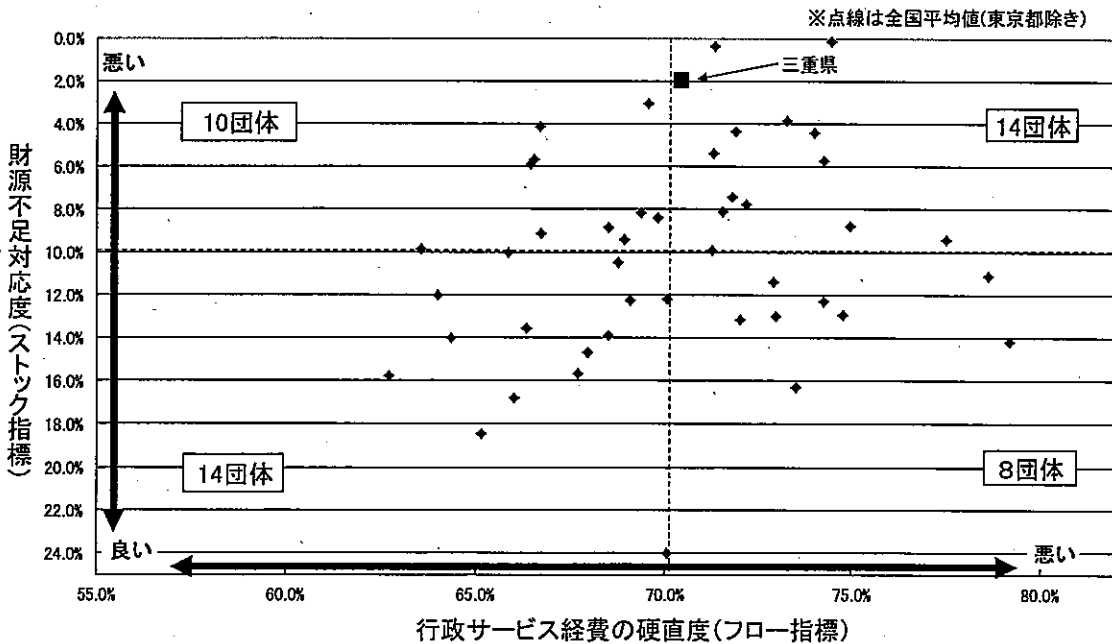
## 「財源不足対応度」の推移(ストック指標)

財源不足対応度  
= (実質収支+財調基金+県債基金)/標準財政規模



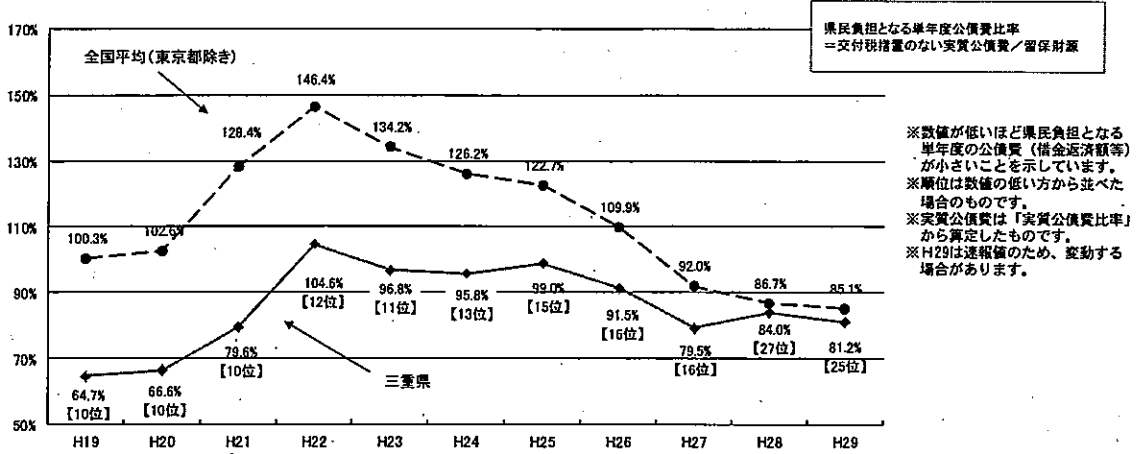
※数値が高いほど財源不足に柔軟に対応できる一般財源が確保されていることを示しています。  
※順位は数値の高い方から並べた場合のもので、※H29は速報値のため、変動する場合があります。

## H29財政収支の状況(フローとストックの両面から見た場合)

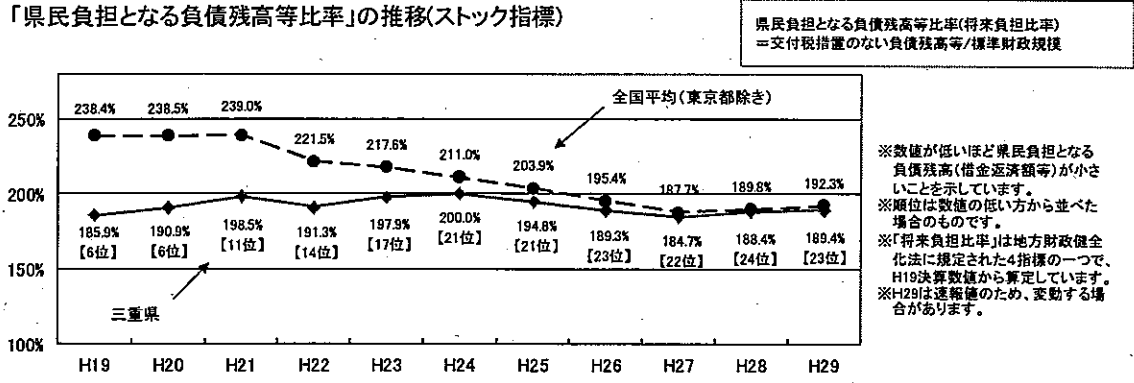


負債（公債費）の大きさの観点での分析

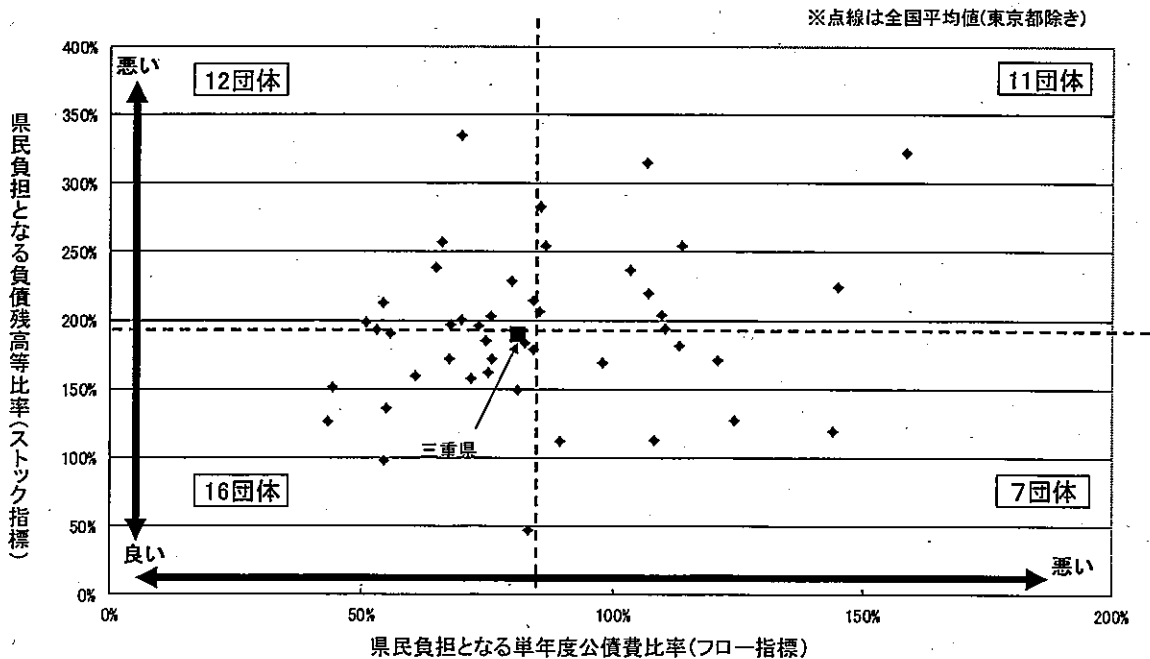
「県民負担となる単年度公債費比率」の推移(フロー指標)



「県民負担となる負債残高等比率」の推移(ストック指標)

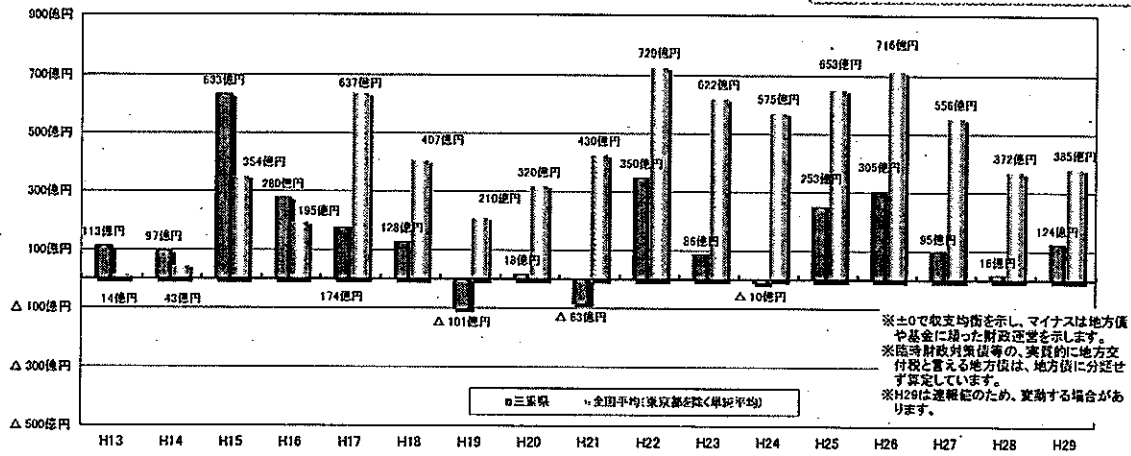


H29 負債(公債費)の状況(フローとストックの両面からみた場合)



### プライマリーバランスの推移(収支の状況)

プライマリーバランス  
 = 地方債や基金以外の景税などの当該年度の収入  
 - 公債費以外の経費



### 債務償還可能年限の推移(負債償還の負担の大きさ)

債務償還可能年限 = 地方債残高 / 償還可能財源

